

地域商社等による県産品輸出強化支援事業実施要領

令和2年7月1日
オールみやざき営業課

地域商社等による県産品輸出強化支援事業の実施については、この要領により定めるものとする。

1 趣旨

この事業は、県内の地域商社又は商社機能を有する企業が、複数の県内事業者の商品をとりまとめ、戦略的に海外市場の販路開拓活動を行う場合に、その経費の一部を助成することにより、県産品の輸出促進を図ることを目的とする。

2 採択基準

補助事業は、次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。

(1) 事業目的との整合性

① 補助事業者の適格性

海外市場の情報を収集・分析し、県産品の特性を目利きした上で、現地の商流とつなぎ、有望な県内事業者5者以上の県産加工食品をとりまとめ、輸出する能力を有するか。

② 新規に輸出に取り組む企業の開拓

新規に輸出に取り組む企業が含まれているか、県内企業の輸出の裾野拡大にどの程度つながるものであるか。

(2) 事業の優位性・成長性・新規性

① 重要市場への取組

県のグローバルプランにおいて、ターゲットと位置づけているアジア・北米・EU等をターゲット国・地域としているか。

② 新規性

既存の取組と異なるアプローチや戦略が見られるか。

③ 市場ニーズを捉えた事業の成長性・継続性

海外の市場ニーズ（例：規制緩和やトレンド）に適合した中長期的な計画に基づき、継続的な輸出につながる内容となっているか。

(3) 事業計画の実現可能性

① 積算根拠の明確性

必要となる経費の積算が妥当かつ具体的な内容であるか。

② 国内商社や海外現地企業との連携

事業を実施する際に連携先となる国内商社や海外現地企業が明確で、連携する内容が具体的に記載されているか。

(4) 人材育成及び地域経済への波及効果

① 海外事業に精通した人材の育成

事業に取り組む担当者が経験・ノウハウを習得し、補助事業完了後もそのノウハウを活かし海外事業に精通した人材としての活躍が見込まれるか。

② 県内事業者への経済的波及効果

本事業の実施に伴う県産品の輸出拡大により、県内事業者の生産・流通・販売等への経済的波及効果が認められるか。

3 補助対象経費

補助金交付要綱別表のとおり。

4 旅費の取扱い

出張については、事業遂行における必要最小限の人数で実施するものとする。また、旅程に補助対象外事業が含まれる場合は、用務の実態等を踏まえ、按分等の方式により、補助対象経費と補助対象外経費に区分する。

○交通費

バス等の公共交通機関利用における運賃及び航空運賃（原則エコノミークラス）とする。ただし、最も経済的で合理的な経路により算出されたものとする。

○宿泊費

原則商談会等の開始日前日から終了日までの宿泊費とする。ただし、下表の額を1泊あたりの上限とする。

	地域区分 (地域区分2～4に、地域区分1は含まれない。)		対象宿泊 費上限額
海外	1	シンガポール、ロサンゼルス、サンフランシスコ、ニューヨーク、ワシントン、ジュネーヴ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャン	16,100円
	2	アメリカ合衆国、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、スペイン、ポルトガル、トルコ、ギリシャ、スウェーデン、ベルギー、フィンランド、ノルウェー、グアム、スイス、オランダ、オーストリア、デンマーク	13,400円
	3	大韓民国、香港、インドネシア、マレーシア、タイ、マーシャル諸島、ロシア、ルーマニア、ポーランド、オーストラリア、ニュージーランド ほか	10,800円
	4	中華人民共和国、台湾、インド、南アメリカ大陸、アフリカ大陸 ほか	9,700円
国内	5	東京都(特別区)、福岡県(福岡市)、千葉県(千葉市)、大阪府(大阪市、堺市)、愛知県(名古屋市)ほか	10,900円
	6	上記5以外	9,800円

※バイヤー等の招へいに係る旅費については、上記の上限額等は適用しない。
(ただし、社会通念上適切な金額とする。)

5 補助対象外経費

- ① 消費税及び地方消費税
- ② 交付決定日前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ③ 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ④ 電話料金、インターネット利用料金等の通信費（海外でのWi-Fiの賃貸料を含む）
- ⑤ 金融機関などへの振込手数料（発注先が負担する場合を除く）
- ⑥ コピー代、事務用品等の消耗品代、雑誌・新聞購読料、団体等の会費

⑦ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用

⑧ 上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

6 事業の着手時期及び完了時期

着手時期：交付決定のあった日以降とすること。

完了時期：令和3年3月31日までに完了すること。

7 申請手続

別紙「補助金交付申請手続について」のとおり。

8 申請書類等の提出期限

交付要綱第5条第2項で定める申請書類等の提出期限は、令和2年8月20日とする。ただし、追加募集をする場合の提出期限は別に定める。

9 他の補助事業との重複

他の国・県等の補助事業との重複は認めない。